

## 社会福祉法人本巢市社会福祉協議会理事及び監事選任規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人本巢市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第17条に規定する理事及び監事（以下「役員」という。）の選任に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (理事の選任)

第2条 理事は、次の各号に掲げる団体・機関の代表者若しくは役職員のなかから、評議員会の決議により選任する。

- (1) 市議会
- (2) 自治会
- (3) 民生委員児童委員
- (4) 福祉行政
- (5) 識見を有する者

### (監事の選任)

第3条 監事は、次の各号に掲げる者のなかから、それぞれ1名を評議員会の決議により選任する。

- (1) 社会福祉事業について識見を有する者
- (2) 財務管理について識見を有する者

### (委嘱)

第4条 役員に選任され、就任しようとする者は、本会会長に就任承諾書及び履歴書を提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の履歴書により法令等で定める欠格事項について確認するものとする。
- 3 会長は、前項の確認を行った後、役員となるべき者に対し委嘱状を交付するものとする。

### (役員交代)

第5条 役員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ書面により会長に届け出るものとする。

- 2 会長は、役員に欠員が生じたときは、速やかに所定の手続きを経て後任を選任しなければならない。

### (補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、役員を選任に関し必要な事項は会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。